

ひこにゃんトレーディングカード製作販売事業者募集に関する質問回答

質問分類	質問	回答
ひこにゃんのイラスト使用数について	50種類以上とありますが、有償の鳥人間コラボイラストを除くと、現状イラストと実写ポーズを合わせても48種類しかありません。50種類以上になるようにポーズが追加されるのでしょうか。追加されない場合はどうすればよろしいのでしょうか。	現在のところイラストの追加の予定はありません。現状のイラストと実写ポーズのほかに、彦根市から提供する写真のひこにゃんを使用していただけますので、それを含めて50種類以上になるよう製作していただく予定です。
	カードは50種類以上となっているが、現状、イラスト・写真ポーズは鳥人間コラボを除くと50種類ない。今後、ポーズが増えるのか。または、トレカ用に描き起こしポーズがあり、使用することができるのか。	トレーディングカード用としてイラスト・ポーズを増やす予定はありません。トレカ用に書き起こしデザインを作る場合は、彦根市を通して原作者へ依頼する必要があり、別途費用が必要となります。
	使用できるひこにゃんのデザインは、ひこにゃん 図形1～35、ひこにゃん写真1～12、招き猫ひこにゃん 図形1 の48種類ですか。	イラストについては、記載していただいた種類になりますが、ひこにゃんの写真については、商標で公開している写真以外に彦根市が保有している写真などからお使いいただけます。
ひこにゃんのデザインについて	カードは50種類以上うち5種類以上はホログラム仕様とあるが、例えば、ジャンプポーズのノーマルカードとホログラムカードはNGか。右向きジャンプポーズ、左向きジャンプポーズでそれぞれ1種類とカウントされるのか。	同じポーズのイラストで異なるリアリティを演出できるのであれば別の種類とカウントしていただいて問題ありません。右向き左向きに関しても同様になります。
	ひこにゃんの複数のデザインを混在させることは可能ですか。	混在させることは可能です。

ひこにゃんトレーディングカード製作販売事業者募集に関する質問回答

	カードオリジナルポーズを作者に描いてもらうことは可能でしょうか。可能な際の費用はひとポーズいくら発生するのでしょうか。	オリジナルポーズの作成は、原作者に依頼可能です。費用につきましては、相場が決まっているものではありませんので、ご相談になります。
ほかのキャラクターの使用について	わるにゃんこ将軍は使用してもいいのでしょうか。その際、クレジットが作者になっていますが、使用料は発生するのでしょうか。	わるにゃんこ将軍の使用について検討していただいて問題ありません。ただし、著作権が彦根市にないため、使用の許諾及び使用料につきましては、株式会社もへろんスタジオとのご相談になります。
	ひこにゃん以外のキャラクター、例えばわるにゃんこ将軍をデザインに入れることは可能ですか。	わるにゃんこ将軍の使用について検討していただいて問題ありません。ただし、著作権が彦根市にないため、使用の許諾及び使用料につきましては、株式会社もへろんスタジオ様との相談になります。
	いいのすけ単体のデザインは使用してもいいのか。また、その際、1種類とカウントされるのか。	いいのすけの使用は問題ありません。その際も1種類とカウントしてください。
	1パック5枚の設定は絶対条件でしょうか。	基本的には、1パック5枚として提案してください。ただし、製造上・販売上などの理由で、1パック当たりの枚数を変更したほうがよい場合は、その理由を含め提案書にてご提案ください。（その場合の販売価格・生産数量についても記載してください。）

ひこにゃんトレーディングカード製作販売事業者募集に関する質問回答

カードの仕様について	ホログラム仕様とすることあるが、ホログラム加工にも様々な種類があるが、想定されている加工方法はあるのか。また、箔押しはホログラム仕様に含んでもいいのか。	全面にホログラム加工があることにより特別感のあるカードにすることを想定しています。ホログラム加工に種類はありますが指定はありません。箔押しに関してはホログラムではありませんので、含めないでください。
	ゲーム的要素を取り入れるのは可能ですか。	ゲーム的要素を入れていただくことも可能です。ぜひご提案ください。
販売方法について	別商品とセットでの販売をしてもよろしいでしょうか。	本コンペにおける「ひこにゃん公式トレーディングカード」の販売については、ベースは単体販売を前提としています。別商品とのセット販売は事業者の提案によるオプションとして認めますが、以下の点に留意してください： ・ 基本的な販売形態は、カードの単体販売とします。 ・ 別商品とのセット販売は、追加的な販売戦略として提案可能です。 ・ セット販売を提案する場合は、その販売方法の妥当性、付加価値、価格設定の合理性を明確に説明してください。
	販売方法で規制はありますか。	一般に広くひこにゃんのトレーディングカードを広める目的があるため、販売を特定の人に限定販売やセット売りのみでの提供はご遠慮ください。
	展示会出店、独自イベント開催などは可能ですか。	展示会出展での販売、独自イベント開催での販売は可能です。

ひこにゃんトレーディングカード製作販売事業者募集に関する質問回答

	カードケースなどの付属アイテムの企画・製造・販売も可能か、また、これらにも独占販売権が与えられるのでしょうか。	カードケースなどの付属アイテムの企画・製造・販売していただくことは可能です。ただし、独占販売についてはトレーディングカードのみとなります。
その他	1社何案でも提出してもいいのか。1社1案か。	審査における公平性を確保するため、本件においては、1社につき1案のみの提案を受け付けます。
	カードデザインについては、彦根市と協議の上決定しますとあるが、校正は3回までか。現物の色校正を出す必要があるのか。著作権はどうなるのか。最終的に契約は交わすのか。	最終的なカードデザインについては、彦根市と協議の上決定いたします。デザインの校正回数は特に制限を設けておらず、必要に応じて柔軟に対応いたします。また、現物の色校正の提出は不要です。著作権については、カードのデザインを含む全ての知的財産権は彦根市に帰属するものとします。事業実施にあたっては、詳細が確定した後に正式な契約を締結する予定です。